

京都市中央卸売市場第一市場「賑わいゾーン」の活用について

1 基本協定書締結までの主な経過

- 平成27年 3月 「京都駅西部エリア活性化将来構想」を策定し、京都市中央卸売市場第一市場整備に伴い生み出される「賑わいゾーン」を、新たな賑わいを創出するために活用することを決定
- 28年11月 京都市中央卸売市場第一市場「賑わいゾーン」の活用に係る契約候補事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置
- 12月 第1回選定委員会を開催（以後、全4回開催）
- 29年 1月 「京都市中央卸売市場第一市場「賑わいゾーン」の活用に係る契約候補事業者選定のための募集要項」を策定し、この活用提案を行う事業者について、広く募集を開始
- 4月 応募の受付
- 8月 契約候補事業者として、スターツコーポレーション株式会社を選定

2 京都市中央卸売市場第一市場「賑わいゾーン」の概要

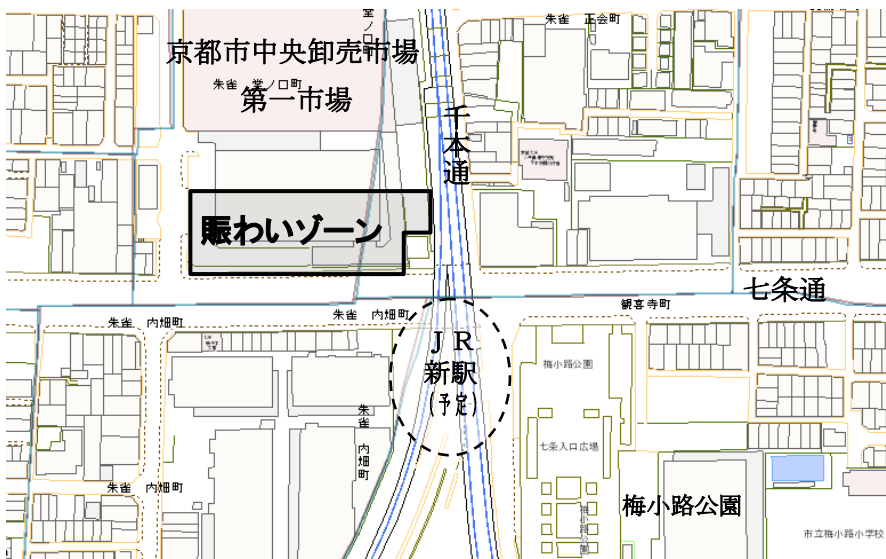
(1) 所在地

京都市下京区朱雀堂ノ口町35番地1、朱雀正会町53番地ほか

(2) 地積

4,000㎡（実測面積）

【位置図】



3 スターツコーポレーション株式会社による「賑わいゾーン」の活用

(1) 事業概要

- ア 京都市中央卸売市場第一市場の食材を活用した飲食店を中心とする商業施設
- イ 伝統工芸品の販売及び伝統文化・伝統産業の「学び」や「体験」の機会の提供
- ウ 商店街などの地域情報、観光情報等の発信拠点となる「観光情報センター」の設置
- エ ホテル（約200室）
- オ レンタサイクルの導入 など

(2) 開業時期

平成32年度中

(3) その他

本基本協定書締結後、京都市及びスターツコーポレーション株式会社において、事業計画や貸付の内容など必要な事項の協議を行い、合意のうえ、貸付契約を締結する。